

知 事 殿

水 産 庁 長 官

海面利用協議会等の設置について

国民の自然志向・健康志向、余暇時間の増大等を背景として、豊かな自然環境とゆとりを提供する空間である海への関心が高まっており、遊漁のみならず、ヨット、モーターボート、スキューバダイビング等の海洋性レクリエーションが展開されてきている。また、モーターボートの高性能化等に伴い、その活動海域が都道府県の範囲を超えたものとなってきていること等とあいまって、漁業と海洋性レクリエーションとの間の海面利用関係が複雑なものとなってきている。こうした中で、ヨット、モーターボート等の走行による漁ろう作業への支障や漁具、養殖施設の破損等のトラブルが顕在化し、沿岸における漁業生産活動に影響を与えているほか、海洋性レクリエーションの健全な発展にも支障がでてきている。

水産動物の採捕等をめぐる漁業と遊漁との紛争については、その調整・解決を図るため、現在、都道府県に漁業者、遊漁者、学識経験者で構成される漁場利用調整協議会が、また、必要であると認められる地区に漁場利用調整地区協議会が設置されている。しかしながら、レクリエーションによる多様な海の利用が国民に定着しつつある中で、漁業と海洋性レクリエーションとの海面の利用に関する調整を図っていくことが喫緊の課題となっており、このための体制を整備することが必要となっている。

こうした情勢にかんがみ、各地域の実情に即しつつ漁業と海洋性レクリ

ーションとの海面の利用に関する事項の調整・解決を図るため、漁場利用調整協議会及び漁場利用調整地区協議会を発展的に改組し、新たに、海面利用協議会、海面利用地区協議会及び広域海面利用連絡会議を設置し、漁業と海洋性レクリエーションの調整に関する各種事項を協議・検討し、漁業と海洋性レクリエーションとの共存及び調和ある発展に資することとする。

このため、貴都道府県におかれては、別添の「海面利用協議会規約例」、「海面利用地区協議会規約例」を参考とし、海面利用協議会、海面利用地区協議会を、「広域海面利用連絡会議設置要領」に基づき関係都道府県と連携しつつ広域海面利用連絡会議を、地域の実情を勘案の上設置し、下記に留意しながらその運営にあたられたい。

また、運輸省運輸政策局長に対し、別添のとおり要請したので御了知ありたい。

なお、海面利用協議会等の設置に伴い、従前の漁場利用調整協議会等の機能は海面利用協議会等に引き継がれることになるので、留意ありたい。

また、本件施行に伴い、「漁場利用調整協議会の設置について」（昭和45年6月8日付け45水漁第4208号水産庁長官通達）及び「漁場利用調整地区協議会の設置について」（昭和54年4月23日付け54水振第717号水産庁長官通達）は廃止する。

## 記

- 1 漁業と海洋性レクリエーションとの共存と両者の調和ある発展は、沿岸における安定的な漁業生産活動の確保及び漁村社会の活性化を図る上で必要不可欠であり、また、レクリエーションの場としての海の活用は、豊かさを実感できる社会の実現のために重要であるので、漁業と海洋性レクリエーションとの海面の利用に関する事項の調整・解決に積極的に対応する必要があること。

- 2 漁業と海洋性レクリエーションとの調整に当たっては、漁業者側においては、レクリエーションが健全に振興されるよう配慮し、また、レクリエーション側においては、多数の漁業者が沿岸漁場に依存して漁業生産活動を行っている実情を認識し、漁業者の正常な漁業操業が行われるよう配慮することが必要であること。
- 3 海面利用協議会等の委員の選任、会議の運営に当たっては、当該地域の海面利用の実情が充分反映されるよう配慮すること。
- 4 海面利用協議会等の開催に当たっては、県内関係部局の間の連絡はもとより、関係する海上保安庁の地方機関、地方運輸局、港湾建設局及び港湾管理者等との連絡を密にし、関係者の委員としての参加を含め、協力を得ることが必要であること。

## 都道府県海面利用協議会規約例

### 第1 目的

海面における漁業と海洋性レクリエーションとの紛争の予防及び調整・解決を促進し、海面の円滑な利用を図るため、都道府県海面利用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### 第2 職務

協議会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 漁業と海洋性レクリエーションとの海面の利用に関する事項について調査、検討を行うこと。
- (2) 海区漁業調整委員会の諮問に応じて、海面における漁業と遊漁との調整に関する事項について調査、検討を行うこと。
- (3) 前号に定める事項のほか、海面における漁業と遊漁との調整に関する事項その他海面における遊漁に関する事項について、海区漁業調整委員会に意見を述べること。

### 第3 組織

- (1) 協議会の委員は、都道府県知事（以下「知事」という。）が選任した次に掲げる者により構成する。

ア 都道府県の管轄区域内における漁業協同組合員

イ 原則として、当該区域内に住所を有する遊漁関係者であって、漁業協同組合員以外の者

ウ 原則として、当該区域内に住所を有する海洋性レクリエーション関係者であって、上記以外の者

エ 学識経験を有する者

- (2) 協議会に会長を置く。会長は、委員の中から互選する。ただし、委員が会長を互選できないときは、知事が委員の中からこれを選任する。

### 第4 委員の任期

- (1) 委員の任期は、原則2年とする。
- (2) 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 委員は、その任期が終了しても、後任の委員が就任するまでの間、なおその職務を行う。

#### 第5 委員の解任

知事は、特別の事由があるときは、委員を解任することができる。

#### 第6 会議

- (1) 協議会の招集は、会長が行う。
- (2) 協議会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 協議会の会議の傍聴は、原則としてこれを妨げない。
- (4) 会長は、議事録を作成し、これを縦覧に供しなければならない。
- (5) 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代行する。

#### 第7 雑則

以上のほか、協議会は、その会議を経て、その職務の遂行に関し、必要な事項を定めることができる。

## 都道府県海面利用地区協議会規約例

### 第1 目的

漁業と海洋性レクリエーションとの海面利用の地域的な紛争の予防及び調整・解決を促進し、海面の円滑な利用を図るため、必要があると認められる地区（以下「該当地区」という。）に海面利用地区協議会（以下「地区協議会」という。）を設置する。

### 第2 職務

地区協議会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 該当地区の海面における漁業と海洋性レクリエーションとの調整に関する事項について調査、検討を行うこと。
- (2) 該当地区の海面における漁業と海洋性レクリエーションとの調整に関する事項について、海面利用協議会に意見を述べること。

### 第3 組織

- (1) 地区協議会の委員は、都道府県知事（以下、「知事」という。）が次に掲げる者の中から選任した者により構成する。

ア 該当地区内における漁業協同組合員

イ 原則として、該当地区内に住所を有する遊漁関係者であって、漁業協同組合員以外の者

ウ 原則として、該当地区内の海面を利用する海洋性レクリエーション関係者であって、上記以外の者

エ 学識経験を有する者

オ 該当地区の公益を代表すると認められる者

- (2) 地区協議会に会長を置く。会長は、委員の中から互選する。ただし、委員が会長を互選できないときは、知事が委員の中からこれを選任する。

#### 第4 委員の任期

- (1) 委員の任期は原則2年とする。
- (2) 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間、なおその職務を行う。

#### 第5 委員の解任

知事は、特別の事由があるときは、委員を解任することができる。

#### 第6 会議

- (1) 地区協議会の招集は、会長がこれを行う。
- (2) 地区協議会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 地区協議会の会議の傍聴は、原則としてこれを妨げない。
- (4) 会長は、議事録を作成し、これを縦覧に供しなければならない。
- (5) 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代行する。

#### 第7 雑則

以上のほか、地区協議会は、その会議を経て、その職務の遂行に関し、必要な事項を定めることができる。

## 広域海面利用連絡会議設置要領

### 1 目的

複数の都道府県に利用されている海面について、関係都道府県間の調整・連絡を緊密に行うことにより、その円滑な利用に資するため、広域海面利用連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### 2 職務

連絡会議の職務は、次のとおりとする。

- (1) 海面の利用について広域的な調整が必要とされる事項の調整・検討を行うこと。
- (2) 漁業と海洋性レクリエーションとの海面の利用の実態及び関係施策についての情報交換を行うこと。
- (3) 前各号に定める事項のほか、漁業と海洋性レクリエーションとの海面の利用に関する連絡調整を行うこと。

### 3 構成

連絡会議は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 関係都道府県の職員
- (2) 必要に応じ、関係都道府県の海面利用協議会委員

### 4 幹事県の設置

- (1) 連絡会議を主催するため、幹事県を設ける。
- (2) 幹事県は、連絡会議の開催に関し、必要な庶務を行う。

### 5 雑則

以上のほか、連絡会議は、関係都道府県の合意を得て、その運営に関し、必要な事項を定めることができる。